

公 告

下記のとおり一般競争入札を実施する。

記

1. 電子調達システムの利用

本調達は「電子調達システム」(<https://www.geps.go.jp/>)を利用した応札及び入札手続きにより実施するものとする。なお、当該システムへは東北財務局のホームページ(<http://tohoku.mof.go.jp/>)からリンクも可能である。また、「紙」による入札書等の提出も可とする。

2. 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 称 (H30)手形田中住宅(2号棟)ほか1住宅給湯器改修工事
- (2) 工 事 場 所 秋田県秋田市手形田中115-2ほか
- (3) 工 事 概 要 給湯器改修工事(秋田市内:2住宅2棟)
- (4) 工 期 契約締結の翌日から平成31年2月21日 まで
- (5) 証明書等の受領期限 平成30年10月18日(木) 16時00分
- (6) 入札書の受領期限 平成30年11月9日(金) 16時00分
- (7) 開札の日時及び場所 平成30年11月13日(火) 11時00分
宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟5階 東北財務局第2会議室
- (8) (5)~(7)については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

3. 工事実施形態

- (1) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(施工能力評価型(Ⅱ型))の対象工事である。
- (2) 本工事は、工事成績評定相互利用適用対象工事の工事成績評定点を競争参加資格や評価対象とする「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。

4. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成29・30年度の当局の競争参加資格審査の結果、次のとおり等級決定通知を受けた者。
(建設工事の種類又は営業種目) 管工事 (等級) A又はB
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立をしていない者。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む)であること。
- (6) 次の事項に該当することにより、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
 - ①当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反すること。
 - ②同担当官が行った入札の落札者となりながら、正当な理由がなく契約を締結しなかったこと。
 - ③同担当官が行った入札に際して不正又は不誠実な行為をしたこと。
 - ④経営の状況又は信用度が極度に悪化し、適正な契約の履行が確保されないと認められること。
- (7) 本件入札に関する説明を受けた者であること。
- (8) 競争入札に参加するために必要な証明書等を受領期限までに提出し、その審査に合格した者であること。
- (9) 平成15年4月1日以降に、発注者から直接請け負った者(以下「元請け」という。)として完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)。また、①(ア)から(イ)については、同一建物の施工実績とする。
 - ① 下記の新築又は増築建物の給湯設備工事、又は既存建物の改修工事で全給湯器数の過半の取り替えを行った工事
 - (ア) 建物用途:共同住宅又は類似施設
 - 1) 類似施設とは、共同住宅部分を含む施設をいう。
 - (イ) 住居数:20戸以上
 - 1) 住居数を示す図面を提出すること。
 - 2) 全給湯器数の過半の取り替え工事の場合は、取り換えた給湯器数を示す図面を提出すること。
- (10) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。ただし、本工事で専任が必要な場合においても、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。
 - 1) 管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。1級、2級等の区分がある資格については、関係法令等による。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
 - (ア) 技術士(機械部門(選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。))、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「機械-流体工学又は熱工学」、上下水道部門又は衛生工学部門に係るものに限る。)の資格を有する者。)
 - (イ) 「技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第36号)」による改正前の技術士(機械部門(選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。))、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「機械流体機械又は暖冷房流体機械又は暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学に係るものに限る。)の資格を有する者。)
 - (ウ) これらと同等以上の資格を有する者と建設大臣又は国土交通大臣が認定した者。

2)平成15年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。また、①(ア)から(イ)については、同一建物の施工実績とする。

①下記の新築又は増築建物の給湯設備工事、又は既存建物の改修工事で全給湯器数の過半の取り替えを行った工事

(ア) 建物用途：共同住宅又は類似施設

1) 類似施設とは、共同住宅部分を含む施設をいう。

(イ) 住居数：10戸以上

1)住居数を示す図面を提出すること。

2)全給湯器数の過半の取り替え工事の場合は、取り換えた給湯器数を示す図面を提出すること。

②当該施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工経験が工事成績評定相互利用適用対象工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記「当該施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

③監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格講習修了履歴）を有する者であること。

④配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、「恒常的な雇用関係」とは、入札の締切日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

⑤經常建設共同企業体（甲型）にあつては、全ての構成員が、主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、うち1人が上記①及び②の要件を満たしていること。

(11)工事成績評定相互利用適用対象工事で、平成26年度から平成29年度までに完成・引渡し完了した管工事について、次の要件を満たしていること。

①当該工事種別の工事における工事成績評定点の平均点が65点未満でないこと。なお、実績がない場合については、工事成績評定点を要件としない。

②經常建設共同企業体（甲型）にあつては、当該工事種別の工事における当該經常建設共同企業体（甲型）の工事成績評定点の平均点が65点未満でないこと。当該經常建設共同企業体（甲型）としての実績がない場合は、当該工事種別の工事の実績がある全ての構成員の工事成績評定点の平均点が65点未満でないこと。なお、当該經常建設共同企業体（甲型）としての実績がなく、かつ構成員の全てが実績を有しない場合については、工事成績評定点を要件としない。

5. 入札事項等説明、契約条項を示す場所及び期間

日時：平成30年10月18日（木）まで 9時から12時及び13時から17時（最終日は16時まで）

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

場所：宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟6階 東北財務局総務部会計課
秋田県秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎3階 秋田財務事務所管財課

6. 入札書の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除。

契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、納付を免除する。

8. 入札の無効

(1) 競争参加の資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 内訳書の提出がない場合及び内容に不備があつた場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

9. 契約書の作成

契約書の作成を要する。

10. 質疑応答

質問書の提出方法及び回答方法は入札説明書による。

以上公告する。

平成30年9月28日

支出負担行為担当官

東北財務局総務部長 米澤 裕樹